

1. 計画概要

本町では、大地震発生時における建築物の倒壊等による被害から町民の生命、身体及び財産を保護するため、町内の住宅・建築物の耐震化の目標を設定し、鳥取県・各建築関係団体等と連携して、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に促進するための基本的な枠組みとなる「北栄町耐震改修促進計画」を策定しています。

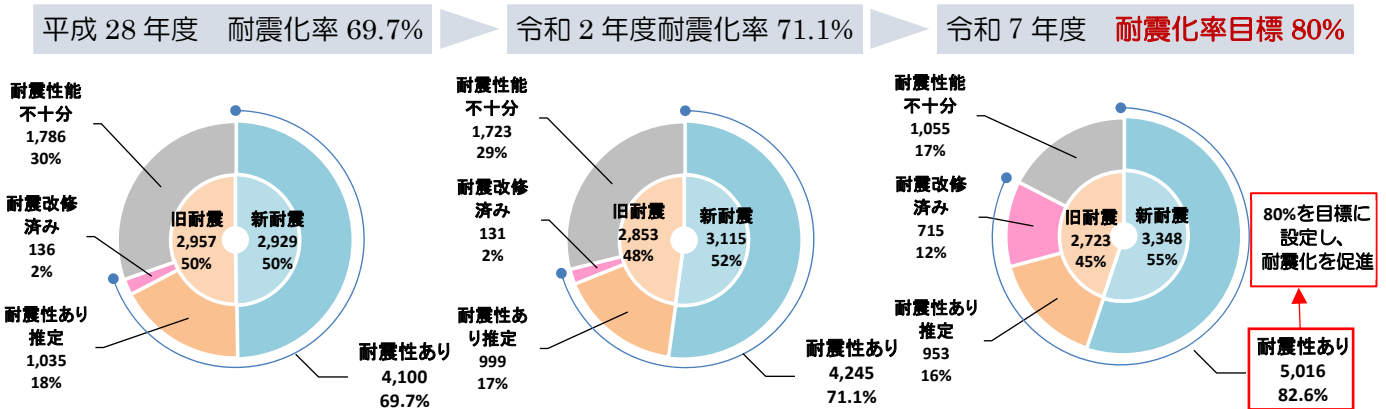
●計画期間：令和3年度から令和7年度*まで（5年間）

※鳥取県耐震改修促進計画の計画期間（令和3～7年度）との整合を図る。

2. これまでの取り組み評価と耐震化率の将来目標

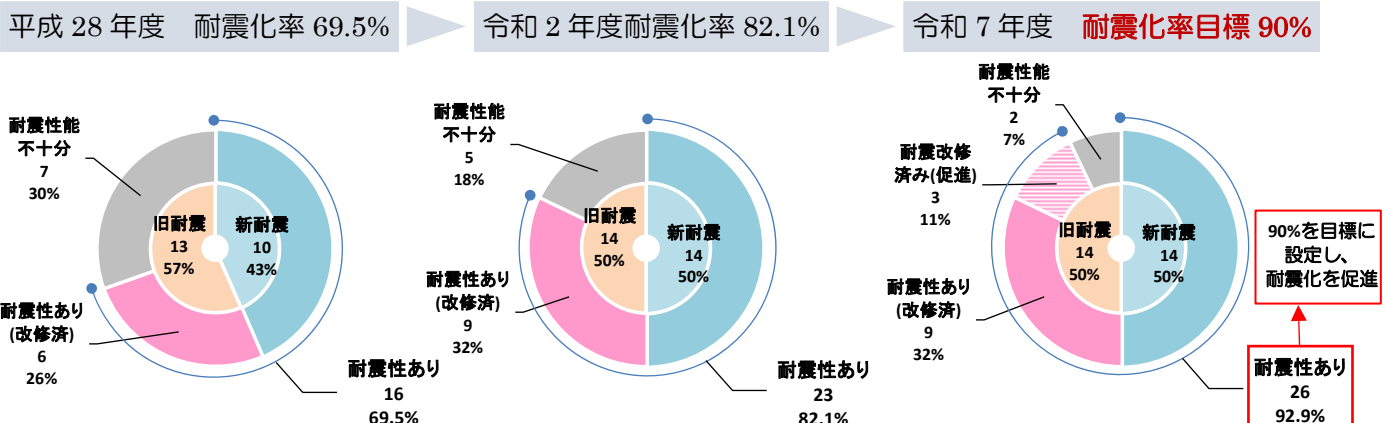
(1) 住宅の耐震化の進捗状況と将来目標

- 本町においては、耐震診断や耐震改修工事に関する補助事業などを運用してきましたが、住宅の耐震化率は、平成28年度の69.7%から令和2年度の71.1%の微増にとどまっており、耐震化はあまり進んでいない状態です。（耐震化率=耐震性のある建物数÷建物の全体数）
- 今後は、耐震化を一層促進することで地震による建物被害を半減させることを目指し、**令和7年度末までの耐震化率の目標を80%に設定**します。



(2) 住宅以外の建築物の耐震化の進捗状況と将来目標

- ①多数の者が利用する建築物 ※建築物の用途や規模が、法で定める要件に該当する建築物を指します。
- 多数の者が利用する建築物の耐震化率は、平成28年度の69.5%から令和2年度の82.1%に向上しています。
 - なお、多数の者が利用する建築物のうち、町有施設の耐震化率は100%になっています。
 - 本計画においては、民間が所有する該当建築物の耐震化を促すため、耐震改修の補助制度を活用して支援することで耐震化率の一層の向上を目指し、**令和7年度末までの耐震化率の目標を90%に設定**します。



②耐震診断義務付け対象建築物

- ・特定建築物のうち、法で定める条件や規模以上の施設は、耐震診断の実施が義務付けられますが、本町にはこれらに該当する建築物はありません。

■耐震診断義務付け対象建築物の種類

- ①要緊急安全確認大規模建築物(大規模建築物)
- ②要安全確認計画記載建築物
 - ②-1 避難路沿道建築物(一定規模以上の建物、ブロック塀)
 - ②-2 防災拠点建築物

3. 耐震化促進に向けた取り組み

【住宅の耐震診断】

- ・耐震化の促進にあたり、まずは耐震診断を行い、住宅の状況を知ることが大切です。
- ・本町では震災から住民の生命と財産を守り、安心して生活できるまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震診断を実施しています。要件に合う住宅は無料で実施できます。

【そのほかの耐震診断、耐震改修設計、耐震改修】

- ・本町では、住宅、建築物及びブロック塀の耐震診断や改修設計、耐震改修に要する費用の一部を補助するとともに、住まいの耐震化に係る普及啓発等を実施しています。
- ・上記のブロック塀の補助は、住宅や事業所等から北栄町地域防災計画で定める避難所や避難場所等へ至る経路（私道を除く）が対象となります。
- ・耐震補強設計から耐震改修工事までをパッケージとして支援する「総合的支援メニュー」を令和3年度から導入します。



【耐震改修による税の優遇制度の周知】

- ・一定の条件を満たす耐震改修工事を行った場合に、所得税や固定資産税の減額措置を受けることができます。

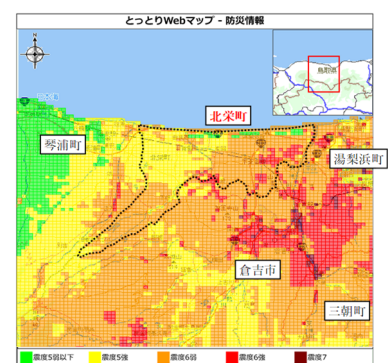
【多数の者が利用する建築物】

- ・耐震性が不十分な建築物の所有者に対して、工事費用の補助制度などの活用により耐震改修工事を促すなど、耐震化を積極的に支援します。
- ・多数の者が利用する建築物の規模に該当しない町有施設のうち、北栄町地域防災計画で示す指定避難所などは、優先的に耐震化を進めていきます。

4. 地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

【地震ハザードマップの活用による啓発】

- ・地域の防災性を高め、震災に強いまちづくりを推進するためには、町民一人ひとりが自分の住んでいる地域の地震に対する危険性について正しく理解し、日頃からの備えと対策を講じておくことが重要です。
- ・本町では、県で作成している地震の震度や地震による液状化危険度等を予測したハザードマップを活用し、住民への防災意識の啓発を図ります。
- ・想定地震による県内各地の最大震度及び液状化等の被害想定については「とっとりWebマップ」で公開しています。



倉吉南方の推定断層による地震の震度予想

【相談体制の整備及び情報提供の充実】

- ・県や建築関係団体等と連携して、広報やホームページなどによる情報提供を行い、耐震相談窓口を設置し、建物所有者等に対し耐震診断・改修に関する情報提供に努めます。

【リフォームにあわせた耐震改修の誘導】

- ・耐震改修は、設備のリフォーム、バリアフリー化等の機会に併せて行うことが、費用面、工事中の居住性からも効果的です。リフォームに併せた耐震改修も促進します。